

企画展「小吉 勝海舟を育んだ父」 プレイバック⑥

収蔵資料に見る勝小吉（夢酔）の生涯 く侘しい隠遁生活く

星川 礼応

1 鶯谷庵の小吉

勝麟太郎（のちの海舟）が蘭学に励んでいた天保く嘉永期、その父・小吉（夢酔）はどのような状況にあったのか。

前回コラムの最後で、嘉永3（1850）年版「江戸切絵図」えどきりえずの赤坂田町（麟太郎の新居）部分に「勝夢睡（マ、酔）」の記名があることを確認した。本来であれば、ここから

“小吉がやがて罪を赦され、やがて息子宅に移り住んだ”可能性を想定するところだが、敢えて明言を避けた。これには理由がある。

それは、これから紹介する資料から見えてくる小吉の生活ぶりが、その可能性を否定するものだからである。

〔資料9〕 嘉永3（1850）年5月 不量老（勝夢酔、小吉）自画賛





右は「不量軒夢酔」を称した晩年期の小吉の自画賛（自分の姿を自ら描き、賛文を据えた書画）である。右下に「不量老自画賛」と筆書されており、その下にあるのが小吉の花押（サイン）である。その判形（花押の形）は、前々回コラムで紹介した「資料7」（④）に見える、小吉の27歳当時のもの（エ）とは大分変形している。

この自画賛は、元々小吉が冊子類を収めていたと思われる畳紙の片面に落書きされている。落書きなので、像は大分デフォルメされており、ここから小吉の容貌の特徴を知ることとは難しい。しかし、現在確認されている資料の中で、小吉の姿を留めた唯一の同時代資料として、大変貴重なものである。

絵図の中の小吉は、手前に小川が流れる質素な草庵の縁側に一人佇み、月を眺めている。一見すると両耳が大きく描かれているように見えるが、体育座りのような体勢で膝に肘をつき、頬に手を当てながら寛いでいるように見えなくもない。上部には、「あら楽しい破衣に身をまとむ かたふく軒に月を詠みて」（何と楽しいことか。ボロボロの衣に身をまとわせ、傾いた軒から眺める月を詠んで）という、小吉による賛文が記されている。「破衣」を「身」に「まとむ」ではなく「破衣」に「身」を「まとむ」と表現している辺りに、小吉のユーモアが感じられるが、同時に侘しい生活ぶりも窺われる。

小吉がいるこの「かたふく軒」こそ、『夢酔独言』などが執筆された場所であり、小吉の終の棲家として知られる「鶯谷庵」であろう。旧来、鶯谷庵はその字面から、現在の鶯谷（現・東京都台東区）に所在していたと見做されてきた。しかし大口勇次郎氏は、虎ノ門

の保科邸があった坂道「さざえ尻」が別名「鶯坂」、その近辺が「鶯谷」とも称されていたことを『新編江戸名所図誌』^{しんぺんえどめいしよずし}から指摘し、これを鶯谷庵の由来としている⁽²⁾。つまり、鶯谷庵は現在の台東区鶯谷ではなく、天保の改革により謹慎先とされた虎ノ門新道の保科栄次郎宅付近（現・千代田区）にあったという説である。このことは、当館所蔵資料から裏付けることが可能であり（詳細は次回以降に後述）、首肯すべき見解である。^{しうけん}

なお、近年における溜池遺跡^{ためいけいせき}の発掘から、そもそも溜池が付近の湧水を江戸城南西部に集めて虎ノ門で堰き留めた、江戸城外堀の一面をなす人造池であったことや、この一帯が元々、複数の谷状地形から成っていた「溜池谷」であり、溜池はこうした旧地形を活かして開発されたことなど、その実態が明らかにされてきている⁽³⁾。

こうした考古学の成果も、鶯谷庵の立地を考える上で大いに参考となる。すなわち、鶯谷庵は極めて起伏の富んだ地形の中に存在していたと推測できる。但し、そこから小吉が月を眺望し得たことや、保科邸自体が坂の途中にあったことなどから、谷底よりは高い場所にあったはずである。さらに「資料9」で庵の前に描かれている水の流れについても、溜池谷のうち鶯谷庵があった場所より低地部分を（または谷の高地から低地にかけて）流れていた小川のような地形、或いは、流路がクランク状に折れ曲がっている様子から、湧水を溜池に引いていた人工の水路のような構造を表している可能性が想定される。

2 蟄居謹慎を続ける

ところで、「資料9」には年月日が記されていない。では何故、これを小吉の最晩年である嘉永3年のものと断定し得るのか。それは、ここに描かれている小吉の姿と、これに係する別の資料によって導き出すことが出来る。

まず『夢酔独言』を見ると、天保10（1839）年7月、前年に隠居していた小吉は、髪を剃らずに仏門に入る「有髪改名」^{うはつかいみょう}を支配組頭に申請し、同年10月17日付で脇坂中務少輔（安董、播磨龍野藩主）から許可が下り、以降「夢酔」を称したことが記されている。ここから従来、小吉は隠居して以降も惣髪（月代を剃らず、前髪を後ろに撫で付けて結える髪型）のまま過ごしたものと考えられてきた。

しかし、「資料9」に描かれている小吉は、既に頭髪が剃られており、すっかり僧形そうぎよう（坊主の身なり）となっているのである。これに関係するのが左の資料である。

〔資料10〕 嘉永3年3月付〈松平美作守宛〉 勝麟太郎 父剃髮奉願候覚（草稿）



端裏書

願書用昏中半紙上包、同昏中折懸ケ上書

見出之通り、御支配宛四通、内三通書判、壹通

無判、御組頭宛壹通書判御認、

譯書与一所二可被遣候

父剃髮願

勝麟太郎

本文

父剃髮奉伺候^願覚

小普請組

松平美作守支配

勝麟太郎父、隱居

俗名左衛門太郎

勝 夢酔

右、私父夢酔、惣髮罷成申度段、

天保十亥年八月奉願、惣髮罷成候処、

此節至而逆昇仕、眼氣二茂相障

次第二相勝不申候間、可相成儀御座候者、

剃髮仕度旨申聞候間、依之此段

奉伺候^願、以上、

嘉永三戌年三月

勝麟太郎（花押）

松平美作守殿

これは小吉が死去する約半年前の嘉永3年3月、麟太郎が小吉（夢酔）の剃髮について
こぶしんしはい 小普請支配・松平美作守（信庸）みまさかのかみのぶつね（⁴）らに申請した際の願書の下書き⁵である。端裏には、はしうら

提出する際の半紙の書き方や包み方、宛先に応じた作成部数などが記されており、当時の旗本の幕閣に対する文書申請のあり方が窺われ興味深い。

さて、本文前半の「惣髪罷成申度段、天保十亥年八月奉願」という記述を『夢酔独言』における小吉の証言に照らすと、幕府への有髪改名の申請月が7月か8月かという違いはあるが、ほぼ一致していると見て良い。

その後11年間、惣髪のまま過ごしてきた小吉だったが、「資料10」に「此節至而逆昇仕、眼氣二茂相障次第二相勝不申候」とあるように、次第に心身に異変が生じるようになってきたらしい。麟太郎が申告している「逆昇」と「眼氣二茂相障」という症状について、後者は「眼氣」、つまり視力に支障が出ていることと分かるが、前者の「逆昇」はどう解釈するべきだろうか。

管見の限り、「逆昇」という文言を他の資料から検出することは出来なかった。そこで展示の際には「逆昇」を単に毛髪の状態、すなわち伸び放題となった毛髪が逆向きに返っている様子を表すものと解釈したが、その後の調査で別の解釈の可能性が想定された。その根拠が次の資料である。

〔参考5〕『徳川慶喜公伝』（抄出）

〈前略〉（筆者註、一橋慶喜）公は去る五年七月五日、当分の中登城停止の命を蒙りし時、〈中略〉此度は嚴重なる台命なればとて、常に居室の雨戸を閉ぢ、唯所々二寸ばかりに開かせられて、僅に日光を通はし給ふのみなれば、室暗くして、読書も椽側に近づくかざれば明を取ることが得ず。常に麻袴を召されて端坐し、夏の暑さにも沐浴し給ふことなく、髪延びて逆上の氣あるも、伺の上ならでは月代をも剃り給はず。 〈後略〉

右は、しぶさわえいいち 渋沢栄一の著作として知られる『徳川慶喜公伝』⁶から、安政の大獄の際に登城停止を命じられた一橋（のち徳川）慶喜の過酷な塾居謹慎の様子について書かれた一節の抜粋である。そのうち傍線部で「（慶喜は）毛髪が伸びて」逆上の氣「があるにも関わらず、（謹慎中につき幕府に）伺いの上でなければ月代をお剃りにならなかった」旨が語られ

ている。「逆上」とは、「興奮して頭部や顔面などが充血すること」や「のぼせ上がって精神が正常でなくなること」、「怒りや悲しみなどのため、頭に血がのぼって興奮し取り乱すこと」を意味する用語である。なお、この「逆上」文言は同様の意味で江戸時代の資料においても用いられていることが確認出来る(7)。

こうした事例に鑑みると、「資料10」における「逆昇」も、単なる毛髪の状態ではなく、心身(特に心)の状態を表す「逆上」と同じ意味で用いられている可能性があるのではないか。

これに沿って再解釈を施してみよう。「資料10」において「逆昇」の原因が隠居以来の「惣髪」にあったことは、文脈上明らかである。当時、小吉の毛髪は心身に悪影響を及ぼすような状態だったと読み取ることが出来よう。特に視力の悪化を踏まえると、惣髪状態から毛髪が伸び放題になっていたことは間違いなさそうである。そのせいで小吉は鬱屈とした精神状態に陥るなど、心を病みかけていたのではないかと想像される。

これは「参考5」における慶喜と酷似した状態と言える。このことから、剃髪前の小吉の生活は楽隠居とは程遠い状態にあり、むしろ塾居謹慎中と何ら変わることが無かったと見なすことが出来よう。こうした生活が幕府の命令、或いは本人の意思によるものかは明らかでない。しかし、弘化2年前後に幕府が勝家当主・麟太郎の行動制限を解いていたとする前回の推論に基づけば、既に隠居であった小吉を厳科(厳しい罰)に処し続ける理由が分からない。そう考えると、小吉本人が自発的にストイックな謹慎生活を続けていたと考える方が事実に近いのではないかと思われる。

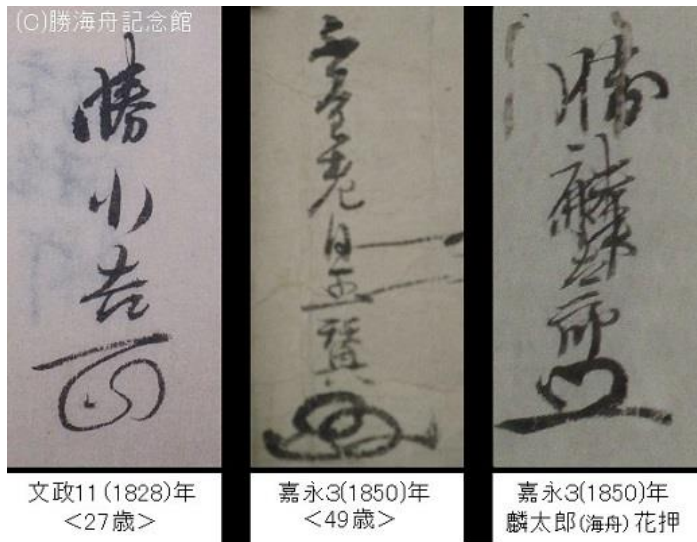
おわりに

「資料9」に描かれた様子からも窺われる通り、小吉は麟太郎の赤坂田町への転居に行せず、一人で鶯谷庵に残ることを決めたのだった。その心中は本人にしか到底分かり得ないが、『夢酔独言』などを踏まえて想像するに、家族に対する罪滅ぼしの意識がそうさせたのかもしれない。また、貧しさの中で蘭学に邁進しようとする息子を傍らで見守りながら、今度こそ妨げとはなるまいという親としての覚悟と意地もあったのではなからうか。

しかし、そのせいで心身が蝕まれていく父を息子・麟太郎は見かねたであろう。思えば、小吉は若い頃から吉原や浅草に通い、ごうしや 豪華な羅紗羽織らしゃばおりを好んで着用したとの『夢酔独言』の記述からも、見栄や身なりには人一倍気を遣うタイプの人間であったように思われる。そんな父の様子を長年傍らで見てきた麟太郎には、父のストレスの要因がよく理解出来たはずである。そうした資料上にはなかなか表れ難い父子の情感や、様々な経緯を経て、麟太郎は小吉の剃髪を幕府に申請するに至ったのだろう。

自ら厳しい生活に身を投じた小吉だったが、それでも生きていくためには収入が必要だった。しかし、麟太郎ら家族と別居し、以前のように道具市で自由に売買することも出来ない状況下で、小吉はどのようにして生活の糧を得ていたのだろうか。次回は、隠者・小吉の生業について、資料を手掛かりにその一端を考えてみるとしよう。 (摺筆)

1 27歳当時の花押は、徳川將軍家の武家様花押を上下反転させた形をしている。「吉」の字の下半分を圖案化したように見える一方で、陰陽大極図を模しているようにも見える。小吉が神道を学んでいたのが『夢酔独言』から26歳頃と考えられるので、何らかの影響があった可能性も想定すべきか。



- 2 大口勇次郎『勝小吉と勝海舟 父子鷹の明治維新（日本史リブレット人 066）』（山川出版社、2013年）
- 3 齊藤進・大八木謙司「溜池遺跡にみる江戸・東京」（『たまのよこやま』89、東京都埋蔵文化財センター、2012年）
- 4 小川恭一編著『寛政譜以降 旗本家百科事典』第5巻（東洋書林、1998年）2599頁。大河内松平家当主で、禄高は5000石。本郷御弓町に屋敷があり、天保13（1842）年に小普請組支配、嘉永7（1854）年正月22日に小性組番頭となっている。
- 5 ほぼ同内容のものが、「資料10」と合わせて2通伝存している。今回は端裏書があり、比較的状态が良い方を紹介している。
- 6 洪沢栄一著・藤井貞文解説『（東洋文庫88）徳川慶喜公伝』1（平凡社、1967年）233〜234頁。なお、洪沢の原著は大正7（1918）年に竜門社から刊行されている。洪沢は昭和6（1931）年11月11日に死去。
- 7 「烏丸前槐（||光栄）事、上皇（||桜町天皇）駭思食之間、有御逆上之氣、御膳等不常之由」（『八槐記』延享5年3月15日条、『天皇皇族実録 桜町天皇実録』5巻、963頁）、
「尚々一昨日・昨日ニも御返書差上候筈之処、当二日夜より不輕逆上、不快為別平臥仕罷有、存外御返事及延遲候、多罪御仁免可被成下候」（万延元年閏3月5日付〈後閑義利宛〉島田龍章書状、『大日本維新史料 類纂之部』所収「井伊家史料 二十六」史料番号57）、ほか。